

第1号様式（第3条関係）

維持保全計画書（ 年間）

点検部位	主な点検項目	点検の時期	定期的な手 入れ等	更新・取替の時期、 内容

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

認定しない旨の通知書

殿

八 戸 市 長

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項（第2項、第3項）の規定に基づく申請について、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

（教 示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、八戸市長に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができます。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告（市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされております。

第3号様式（第6条関係）

取 り 下 げ
届
取 り や め

年 月 日

（あて先）
八 戸 市 長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項（第2項、第3項）の規定に基づき行った下記の申請については、取り下げ・取りやめします。

記

- 1 受付年月日及び受付番号又は認定年月日及び認定番号
年 月 日 第 号
- 2 取り下げ・取りやめの理由

--

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員 印

- 注 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第4号様式（第7条関係）

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書

年 月 日

八戸市長

認定計画実施者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定計画実施者の氏名又は名称
代表者の氏名
印

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したので報告します。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定長期優良住宅等建築計画に基づき、住宅の建築が完了したことを確認した建築士等

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員 印

- 注 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 建築士又は登録住宅性能評価機関が交付した工事監理報告書又は建設住宅性能評価書等を添付してください。
- 3 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 4 認定計画実施者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第5号様式（第9条関係）

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

（あて先）

八戸市長

認定計画実施者の住所又は

主たる事務所の所在地

認定計画実施者の氏名又は名称

印

代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定により、下記の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、申し出ます。

記

1 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

※受付欄	※処理番号欄
	年 月 日 第 号 係員 印

注 1 ※印欄には、記入しないでください。

2 認定通知書（変更認定通知を受けたものにあつては変更認定通知書を含む。）を添付すること。

3 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

4 認定計画実施者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

5 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

認定取消通知書

様

八戸市長

印

下記の認定については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づく認定を取り消すこととしたので、これを通知します。

記

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
4. 理由

（教 示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、八戸市長に対して行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による異議申立てをすることができます。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告（市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければならないこととされております。